

独立行政法人土木研究所
平成25年度業務実績評価調書

平成26年8月
国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成25年度計画			
<p>1. 質の高い研究開発業務の遂行、成果の社会への還元（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）</p> <p>（1）研究開発の基本的方針</p> <p>①社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映しうる成果を中期目標期間内に得ることを目指すものをプロジェクト研究として、重点的、集中的に実施 ・国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映しうる成果を早期に得ることを目指すものを重点研究として、重点的、集中的に実施 ・研究所全体の研究費の概ね75%を充当 	<ul style="list-style-type: none"> ・16のプロジェクト研究と重点研究について重点的かつ集中的に実施 ・研究所全体の研究費の概ね75%を充当 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・研究所全体の研究費の概ね75%を充当する目標に対して、それを上回る76.4%を充当し、限られた予算ながらも、優れた成果を上げていることは評価する。 ・プロジェクト研究の実施を通じて、実用に供する新たな研究成果が得られていることは評価できる。 ・伊豆大島土石流災害対応、吹雪発生に関するスマートフォン向け情報提供、津波の影響を受ける橋の挙動に関する研究等は、先端的であると同時に実用的なものであり、社会への貢献度が大きいと評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト研究の他の目標についても顕著な進展を期待する。

			・伊豆大島の土石流災害を受けて、火山性地形での危険箇所設定のための研究に新たに予算を充当して取り組む等弾力的な対応は評価できる。	
<p>②基盤的な研究開発の計画的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学技術基本計画等や行政二一ーズの動向も勘案しつつ、研究開発の範囲、目的、目指すべき成果、研究期間等の目標の明確な設定 ・我が国の土木技術の着実な高度化や良質な社会資本の整備及び北海道の開発の推進の課題解決に必要となる基礎的・先導的な研究開発を基盤研究として計画的、積極的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術基本計画等や、行政二一ーズの動向も勘案し、計画的に実施 ・基礎的・先導的な研究開発を積極的に実施 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・新規課題 20 を含む 120 課題の基盤研究を着実に実施したことは評価できる。 ・成果は不確実ではあるが挑戦的研究が求められており、基盤研究の中に基盤研究（萌芽）を導入して、他分野や境界領域における新たな研究シーズの発掘と土木分野の研究開発への適用可能性の検討を推進していることは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も基盤研究及び基盤研究（萌芽）は、重点研究・プロジェクト研究と同様に大事にされたい。 ・各課題の研究期間は同一ではないと思われるため、明確な目標設定、目標期間を見据え、それを明示化する必要があるのではないか。 ・プロジェクト型の研究の推進は必要なことであるが、その中でもデータや実績の蓄積をベースにした、基盤研究のあり方を模索する必要がある。 ・基盤研究は地味ではあるものの、研究所としての根幹的な活動であり、着実に実施していく必要がある。
<p>（２）研究開発を効率的・効果的に進めるための措置</p> <p>①他の研究機関との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な研究開発を実施するため、他機関との共同研究・研究協力等の連携を 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続課題を含めて共同研究を積極的に実施 ・異分野の研究者との連携・協 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究の件数は、民間提案の共同研究が減ってきたことに加え、類似している複数の共同の研究の 	<ul style="list-style-type: none"> ・若手研究者の外国研究機関への派遣(可能なら長期)を一層進められたい。

<p>積極的に推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本中期目標期間中の各年度において共同研究を100件程度実施 ・海外の研究機関等との研究者の交流、国際会議等の開催等を積極的に実施 ・交流研究員制度等に基づく国内の研究者等の積極的な受け入れ ・フェロースhip制度の活用等による海外の優秀な研究者の受け入れ及び研究所職員の積極的な海外派遣 	<p>力を積極的に推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の研究機関との共同研究について、研究者の交流、研究情報交換等を推進 ・日米会議(UJNR)耐風・耐震構造専門部会合同部会や、水災害・リスクマネジメント国際センター等の活動に関連した国際会議・ワークショップを主催・共催 ・交流研究員制度等による国内の研究者、技術者の受け入れや専門家の招へい ・フェロースhip制度の活用等による海外からの研究者の受け入れ ・在外研究員派遣制度等による若手研究者の海外派遣を推進 ・公募による外国人研究者の確保を推進 		<p>一本化を進めているため、目標である100件程度に対して83件と、目標に達していないが、民間企業の研究環境が厳しい社会情勢の下、共同件数を減少させずに、平成24年度と比較し18件増の83件となったこと、また、共同研究協定数が、29件増加して137件と、現体制となった平成18年度以降、土木研究所において最多件数となったことは評価できる。共同研究協定数に対して共同研究件数が顕著に増加していないのは、マネジメントの効率化の観点から、複数の共同研究の一本化を進めているためであり、共同研究の内容の充実を勘案すると、他の研究機関との連携等については着実な実施状況にあると評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の研究開発法人、国内外の大学等の他の研究機関との積極的な連携のほか、研究者の受け入れや派遣、海外の研究機関との研究交流協定の締結等、積極的な連携が図られていることは評価できる。 ・平成25年度は国内機関と新たに6件の研究協力協定を、また、海外機関とは、新たに3件の研究協力協定を締結したことは評価できる。特に、ロシア国立水文学研究所との研究協力協定は、今後の共 	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる連携に終わるのではなく、特に海外研究者との交流成果が国内研究開発にフィードバックされることを期待する。 ・民間企業また研究機関との共同研究の発掘を積極的にを行うことを期待する。
---	---	--	--	---

			同研究等が期待でき、評価できる。	
<p>②研究評価の的確な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己評価、内部評価、外部評価に分類して研究評価を実施、評価結果を課題の選定・実施に適切に反映 評価結果を公表 成果をより確実に社会・国民へ還元させる視点で追跡評価を導入 	<ul style="list-style-type: none"> 研究評価要領に基づき、24年度終了課題、26年度開始課題及び中間段階の評価を実施 評価結果はホームページで公表 追跡評価の方法を検討 	A	<ul style="list-style-type: none"> 研究評価のフローに従い、内部評価及び外部評価が着実に実施されていることは評価できる。 内部評価委員会は、評価結果を研究計画の見直しや予算配分に適切に反映する等その役割を十分に果たしている。 基盤研究（萌芽）の導入に当たって、内部評価委員会の事前評価によって審議し、取り組む課題についての絞り込みが行われていることは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究評価のための事務処理のために研究活動が阻害されないよう配慮が必要。 評価基準に国際学会への論文投稿数などを用いることも必要ではないか（国内第一線での研究を海外に積極的に公開することを期待）。
<p>③競争的資金等の積極的獲得</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより獲得に努める 研究所のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るとともに、自己収入の確保に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 科学研究費補助金等の競争的資金の積極的な申請 所内説明会、イントラネット、メール等による各種競争的研究資金等の募集について、所内への周知や申請に関する指導・助言の実施 	A	<ul style="list-style-type: none"> 外部資金獲得は、予算面での効果だけでなく、研究所全体の評価を高める上でも重要であり、新規課題の獲得など努力と工夫は評価できる。 前年度より4件増の44件の競争的研究資金を獲得し、中でも新規採択が21件あり、平成16年度以後で最大であることは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 若手研究者に対する競争的資金の申請等に関する指導は今後も取組まれたい。 研究の計画立案・企画等で得るものは多いため、研究代表者としての申請を奨励されたい。 国内予算だけでなく海外予算や民間投資にも目を向けることを期待する。 競争的資金の獲得分野がやや限定されており、研究所全体での積極性が求められる。
(3) 技術の指導及び成果の普及				

<p>①技術の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣の指示があった場合は、緊急災害対策派遣隊の派遣等、迅速に対応 ・技術指導規程に基づき、災害を含めた土木関係の技術的課題に関する指導、助言を積極的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣からの指示、国土交通省、地方公共団体等からの要請に対し、災害時の対応を含めた土木技術全般に係る技術指導を実施 ・技術委員会への参画や研修・講習会開催を推進 	<p>S</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年発生する災害に際して、延べ72名の専門家を派遣し、迅速かつ的確な技術指導を行い、かつ成果をあげていることは、高く評価できる。また、この活動が、研究レベルの向上と実用性の獲得にも貢献しているという好循環が生まれていることも評価できる。 ・伊豆大島の土石流災害をうけて、火山性地形での危険箇所設定のための研究に着手する等、技術支援の成果が研究に反映されたことは高く評価できる。 ・関東甲信地方や東北地方で発生した雪害と、その後懸念された雪崩被害に対し、寒地土木研究所の職員を含む土木研究所の専門家が適切に対応したことは、寒冷地のみならず気候の不安定化にさらされる国内での事案に柔軟に対応したという点で評価できる。 ・土木技術全般に関わる技術指導として、先端技術、地質・土質振動、水工構造物、地滑り、トンネル、水災害といった土木技術全般にわたる様々な技術指導のほか、技術委員会への参画、研修会や講習会の開催、講師の派遣協定に基づく提携など様々な手段を講じて技術の指導を行っており、これらの実績は優れた実施状況にあると評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土木研究所の活動の大きな柱の一つとして、今後とも継続することを期待する。そのためにも、派遣や調査に関する経費の増加を期待する。 ・これまでの災害対応支援実績を活かした、技術指導や講習会の実施、防災に関する研究開発などのさらなる拡充・推進を期待する。 ・災害時の技術指導は重要であり、これに対応するための職員の技術研鑽に期待する。 ・例えば、マスメディアとの連携をさらに進めること等により、知識普及・市民啓発の効果をより高められることに期待する。
---	---	----------	---	--

			<ul style="list-style-type: none"> 北海道で頻発する雪害に対しても、住民の不安を解消すべく様々な取り組みをなされているほか、地すべり、斜面崩壊対策など自治体への技術支援を行っていることは、高く評価できる。 寒地土木研究所の自治体に対する技術支援には地域特性にあった特有のものがあり、評価できる。 テーマ(話題)によって、一般市民にも成果が普及するように、情報提供の場の確保について工夫していることは評価できる。 以上に見られた成果は、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると評価できる。 	
<p>②成果の普及</p> <p>ア) 技術基準及びその関連資料の作成への反映等</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な研究成果は、土木研究所報告等にとりまとめ <p>イ) 論文発表等</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果は、論文発表等によ 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発や技術指導等から得られた成果は国、地方公共団体、民間等が行う建設事業や業務等に反映されるようとりまとめ、関係機関に積極的に提供 研究成果については、土木研究所報告、土木研究所資料、共同研究報告書、寒地土木研究所月報等として発刊 研究開発の成果については、 	S	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に改訂・発刊された11件の技術基準類等に、研究所の研究成果が反映されたことは評価できる。 学会等で成果の普及に努め、1121件(前年度1078件)の論文を発表し、またICHARMの文部科学大臣表彰(若手科学者賞)をはじめ、45件の論文、功績が学会等から表彰を受けたことなどは評価できる。 吹雪の時のドライバーの安全支援に向けたインターネットサイト 	<ul style="list-style-type: none"> 国際的評価をさらに高めるため、国際学会や国際雑誌などにおける発表の増加とそれを支援する経費の増加を期待する。 論文投稿数は年々減少傾向にあり、また英文の発表論文数はこの2~3年減少している。日本を代表する研究機関としては更なる努力を期待する。 ショーケースは最近海外でも注目されている普及方法で

<p>り積極的に周知、普及</p> <p>ウ) 国民向けの情報発信、国民との対話、戦略的普及活動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な研究について、成果発表会の開催や国民向けの情報発信を行い、国民との対話を促進 ・一般市民を対象とした研究施設の一般公開をつくばと札幌においてそれぞれ年1回実施 ・研究開発された新たな工法や設計法等は戦略的に普及活動を展開 	<p>論文発表等により積極的に周知・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発表論文については、ホームページ上で公開 <ul style="list-style-type: none"> ・主要な研究成果等について積極的にメディアへの情報発信 ・公開可能な実験等について記者発表により外部へアピール ・研究成果報告会は、一般にも分かりやすい講演となるよう内容を吟味し、東京と札幌で実施 ・一般市民を対象とした研究施設の一般公開をつくばと札幌で実施 ・ホームページ上で一般市民向けに、研究活動・成果を紹介 		<p>「吹雪の視界情報」の公開、一般道路用のワイヤロープ式防護策の開発、土木研究所の新技術ショーケースの沖縄での開催、一般市民に理解しやすいような表現で事例集を作成し、ホームページに公表したことなど、その成果の普及に対し取り組みは優れていると評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道では暴風雪害は市民にとって非常に高い関心事であり、その社会的需要に対応した様々な取り組みは高く評価できる。 ・マスコミ等との協力体制が整備され、社会貢献としての成果を社会に伝える努力を行っていることは評価できる。 ・TV、WEB、新聞等により、情報の伝達に務めるとともに、各種の講習会等により研究成果の周知・普及の努力が引き続き行われていることは評価できる。 ・以上に見られた成果は、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると評価できる。 	<p>ある。諸外国での実施も検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土研新技術セミナー、新技術ショーケース等を通じて、より一層の情報発信や成果の普及を図りたい。 ・技術情報の提供、マスメディアを通じた市民啓発等では、IT技術のさらなる活用やプレゼンカのさらなるスキルアップ等によって、啓発効果がさらに向上することを期待したい。 ・今後は、得られた成果をより体系的にまとめ、内部で議論してできるだけ、レベルの高いジャーナル等に論文を提出することを期待する。 ・研究成果の紹介や普及では、土木研究所のホームページをさらに有効活用していくことを期待する。
<p>③知的財産の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創造された知的財産は、知的財産ポリシーに基づき、権利を確実に取得 ・保有する知的財産権を適切に維持管理 ・知的財産権の実案件数や実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに創造された知的財産については、知的財産委員会での審議を経て、必要な権利を確実に取得 ・保有する知的財産権を適切に維持管理 	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特許等の実施契約率は近年大きく伸びて、29.8%と高水準を維持しており、実施料収入も42百万円（前年度44百万円）と前年と同水準を維持したことも評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も知的財産の活用促進を期待する。 ・研究論文と特許申請とのバランスについては、難しい側面もあるが、知財取得は研究所として重要であると考え

<p>料等の収入の増加のため、活用促進方を積極的に実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知財管理システムの活用により業務の効率化を図る ・知的財産権の実施件数や実施料等の収入の増加のための活用促進方策の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・適切な知的財産権の維持管理に努めて維持管理費を前年度より削減していることは評価できる。 ・知的財産委員会を中心として、研究所の知財全般の適切な管理が行われているものと評価する。 ・技術力について積極的に PR を行っていることは評価できる。 	<p>ので、積極的に取り組まれない。</p>
<p>(4) 土木技術を活かした国際貢献</p> <p>① 土木技術による国際貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省、国際協力機構、外国機関等からの派遣要請に応じ、諸外国での災害等からの復旧に資する助言や調査・指導を実施 ・我が国の土木技術を活用した、アジアをはじめとした世界各国の社会資本の整備・管理への国際貢献を実施 ・社会資本の整備・管理を担う諸外国の人材育成、国際貢献を担う所内の人材育成の積極的な取組を実施 ・土木技術の国際標準化への取組を実施 <p>② 水災害・リスクマネジメント国際センター (ICHARM) による国際貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユネスコとの契約に基づき、国際センターを運営し、研 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省、外国機関等からの派遣要請に応じ、諸外国における災害等からの復旧のための的確な助言や調査・指導を実施 ・我が国の土木技術の活用によるアジアをはじめとした世界各国の社会資本の整備・管理への国際貢献を実施 ・国際委員会における常任・運営メンバーとして責務を果たす ・国際会議に参加し、研究成果の発表・討議を通じて研究開発成果を国際展開するための研究活動を強化 <p>・世界の水関連災害の防止・軽減のための研究・研修・情報</p>	<p style="text-align: center;">S</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA 等国内外の機関からの要請を受けた海外への職員派遣は、延べ 90 名であり、平成 24 年度 (93 名) に引き続き高い水準を維持しているほか、多様な取り組みにより国際貢献がなされているものと評価する。 ・ JICA 等の要請による外国人研修生の受け入れ、また JICA、政策研究大学院と連携した修士課程教育プログラムの実施は、人材育成に大きく貢献していると評価できる。 ・インドネシア・アンボン島における天然ダムの水位観測の支援が、決壊に際しての住民の警戒避難に寄与し、最小限の被害に留めることができたことは、高く評価できる。 ・フィリピン国のボホール島の地震災害では、専門家を派遣し技術指導を行ったことは評価できる。 ・ ICHARM が、今後 6 年間引き続きユネスコ後援世界機関として活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際貢献は、新規に対しても積極的に対応しており、今後も今の姿勢で取り組むことを期待する。 ・アンボン島の事案は、我が国では、ほとんど知られておらず、もっと広報すべきである。

<p>究・研修・情報ネットワークに係る国際的な活動を一体的に推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際公募による外国人研究者の雇用 	<p>ネットワーク活動を一体的に推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究面では、リスクマネジメント分野及び水関連分野における知見の蓄積・公表を実施 ・研修面では、政策研究大学院大学と独立行政法人国際協力機構の連携のもと、水災害に関する指導者を育成 ・洪水予警報システムの充実やその的確な活用のための技術研修を実施 ・アジア開発銀行の技術支援プロジェクトについて、新たな国際貢献の取り組みに着手 		<p>する契約更新が行われたこと、ケニアで開催されたユネスコの会議において、セッションの1つを主催したこと、ICHARMのセンター長が基調講演を行ったこと、同研究員がマカオあるいはタイ等各所において会議の座長を務めるなど、様々な形で国際貢献をしており、これらの実績は優れた実施状況にあると評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の開発途上国との間で技術・研究機協力協定等が進展していることは評価できる。 ・以上に見られた成果は、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると評価できる。 	
<p>(5) 技術力の向上、技術の継承及び新技術の活用促進への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省等との人事交流等により受け入れた技術者を戦略的に育成 ・技術情報等の提供、講習会の開催等により技術力の向上及び技術の継承に貢献 ・地方公共団体等からの要請に基づき、地域の技術力向上に寄与 ・土木技術に関するナレッジデータベースを構築し活用 ・地方整備局等が設置する新技術活用評価会議に参画する等、積極的に貢献 ・国の事業実施における技術的問 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省等との人事交流等により受け入れた技術者を戦略的に育成 ・技術情報等の提供、講習会の開催等により外部への技術移転を実施 ・地方公共団体等からの要請に基づき、地域の技術力の向上に寄与 ・地域における産学官の技術者の交流及び連携等を図る場として、技術者交流フォーラムを開催 ・土木技術に関するナレッジ 	S	<ul style="list-style-type: none"> ・「メンテナンス技術交流会」における意見交換会の開催、新技術のメール発信及び非破壊検査技術の試行の場の提供は新しい取り組みであり、今後の社会基盤施設の維持・管理・補修の面でも重要な取り組みとして、高く評価できる。 ・専門技術者講演会、地方整備局エキスパート会議、寒地技術講習会等の活動を継続し、国交省関係技術者の技術力の向上に貢献していることは評価できる。 ・地方公共団体等に対する技術支援活動(講師派遣も含む)を積極的に 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等に対する活動では、技術の伝承・継続の視点も大事にされたい。 ・技術の継承及び職員の技術力向上に力を入れるべきである。 ・メンテナンス技術交流会は、今後重要度を増すと考えられ、推進が求められる。

<p>題の解決のために必要となる試験研究を受託し、確実に実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> データベースを構築し活用 ・地方整備局等が設置する新技術活用評価会議に参画する等、積極的に貢献 ・国の事業実施における技術的問題の解決のために必要となる試験研究を受託し、十分な研究成果を委託者に確実に提供 		<p>推進していることは評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の「土木技術のホームドクター」宣言以降、北海道内の地方公共団体へ積極的なPR活動を行ってきた寒地土木研究所への相談件数が100件に達し、技術相談制度が認識、定着してきたものと評価できる。 ・以上に見られた成果は、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると評価できる。 	
<p>2. 業務内容の高度化による研究所運営の効率化（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）</p> <p>（1）効率的な組織運営</p> <p>①柔軟な組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な運営体制の確保と業務のアウトソーシング化を行うこと等による簡素化 ・寒地技術推進室は、平成24年度までに更なる集約化 <p>②研究支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横断的に組織した研究支援部門による研究成果の普及促進等の効率的な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究領域毎に設置した研究グループ体制の下で、効率的な研究及び技術開発を実施 ・プロジェクト研究においては、プロジェクトリーダーの下、横断的・効率的な研究開発を推進 ・分野横断的な研究課題について、必要に応じて研究ユニットを形成し、研究開発を実施 ・研究支援部門の連携による業務の実施 ・国際貢献を進めるため、国土 	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト研究においては様々な分野の研究者が参画する形での研究の実施、また社会・行政のニーズに対してはグループ等の枠を超えたユニットによる対応は評価できる。 ・技術推進本部(つくば)と寒地技術推進室(北海道)が連携し、特許の取得活用及び成果の普及活動を効率的に実施していることは評価できる。 ・災害時の初動対応の重要性に認識が高まる中、各地方整備局と土研TEC-FORCEに関する協定を締結したことは、従来以上に迅速な 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究課題、ニーズに応えた研究を推進するために、今の組織運営に対する考えを大事にされたい。 ・つくばと寒地の協力による技術支援体制が見られた反面、研究面での具体的な効果も示されることを期待する。 ・各地方整備局との土研TEC-FORCEに関する協定の締結により、災害時のより効果的な技術指導、技術支援を期待する。

<ul style="list-style-type: none"> ・国際活動を戦略的に推進する体制を横断的に組織 	<p>交通省が進める国際活動を戦略的に推進する</p>		<p>派遣が期待できるものとして評価できる。</p>	
<p>(2) 効率的な組織運営</p> <p>①情報化・電子化の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムのセキュリティ対策の強化等による情報の共有化、業務の効率化 ・定型的業務のアウトソーシング ・内部統制の更なる充実・強化 <p>②一般管理費及び業務経費の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、平成22年度予算額に対し、平成27年度までに15%相当を削減 ・業務経費のうち業務運営の効率化にかかる額について、平成22年度予算額に対し、平成27年度までに5%相当を削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム環境のセキュリティ対策として外部からの不正アクセス対策、ウィルス感染対策を促進 ・イントラネットやつくばと札幌のテレビ会議による情報共有し、業務の効率化を促進 ・職員が必ずしも専門としない研究分野の実験・解析の一部を外部の専門家に委託、招へい ・内部統制について、コンプライアンス委員会を引き続き開催し、決定した方策を確実に実践 <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費について、業務運営の効率化に係る額を前年度予算額に対し、3%相当を削減 ・業務経費について、業務運営の効率化に係る額を前年度予算額に対し、1%相当を削減 ・随意契約等見直し計画を着実に実施 ・近隣の研究機関と共同調達を実施 	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・着実に実施されている。 ・情報セキュリティ対策の強化、業務の電子化の推進、TV会議システムの活用等業務の充実に引き続き取り組んだことは評価できる。 ・一般管理費、業務経費実績値も目標を達成したと認められる状況にあることは評価できる。 ・つくば5機関による共同調達を実施する等、目標は達成できていると評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の高度化と運営の効率化がもたらす、メリット、デメリットについて検討していく必要がある。 ・情報化社会の中、ホームページをより有効に活用することを期待する。

<p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (3) 積立金の使途 ・前中期目標期間中からの繰越積立金は、繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当</p>				
<p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (1) 施設及び設備に関する計画 ・実験施設等の効率的な利用のため、外部への積極的な貸し出し ・施設の整備・更新等については、施設整備計画に基づき実施 ・保有資産の保有の必要性について不断に見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保有する施設・設備に関し、つくばと札幌の相互利用を推進 ・主な実験施設等の利用計画をホームページ上で公表 ・実験施設等の点検整備にあたっては、貸出収入等を活用して、適切に維持管理 ・保有資産の保有の必要性について不断に見直し ・施設整備計画に基づき施設の整備・更新を実施 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・着実に実施されている。 ・施設の改修等整備を適切な予算管理下で着実に実施していることは評価できる。 ・つくば・寒地土木研究所間の施設・設備の相互利用を積極的・効率的に実施するとともに、施設・設備の貸し出しに関する情報提供を行い、外部への貸し出しが行われたほか、一部貸出金収入を活用した施設の維持管理がなされるなど着実な実施状況にあると評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設などの貸し出しの実施は、民間との交流促進の面からも推進されたい。
<p>(2) 人事に関する計画 ・国家公務員試験合格者からの採用に準じた新規卒業者等からの採用、公募による選考採用や関係省、大学及び他の研究機関との人事交流、任期付き研究員の採用 ・非常勤の専門研究員の採用、定型的業務の外部委託の推進 ・雪崩・地すべり研究センターと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員試験合格者からの採用に準じた新規卒業者等からの採用や公募による博士号取得者等からの選考採用 ・研究開発力強化法を活用した任期付研究員の採用 ・非常勤の専門研究員の採用及び定型的業務の外部委託推進等により人員管理の効率化 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・着実に実施されている。 ・5名の職員が学位(博士)を取得し、また若手研究者に対しては発表力向上を狙いとする発表会を開催する等、職員の資質向上に努めていることは評価できる。 ・給与水準の指標となるラスパイレス指数は、適切な状態を維持していることは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の研究機関および大学との連携についても弾力的に交流を進められたい。 ・必要な人材を柔軟に確保していることは評価できるが、採用においては、長期的な研究開発の実施の観点にも留意されたい。

<p>寒地土木研究所の連携強化のための人員配置を平成24年度までに実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与水準は、国家公務員に準拠した給与設定の改正を行い、適正化に取り組むとともに、取組状況等を公表 ・総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づく前中期目標期間の取組を平成23年度においても引き続き着実に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省等との人事交流を計画的に実施 ・人事評価の実施により、能力の最大限の活用 ・職員の資質向上については、内外の研修を積極的に受講させるほか、学位及び資格取得の奨励等を継続 ・総人件費については、国家公務員に準じた給与の減額措置を引き続き行い、人件費の削減に取り組む 		<ul style="list-style-type: none"> ・任期付研究員や専門研究員等の採用により、必要な人材を柔軟に確保していることは評価できる。 	
---	--	--	---	--

<記入要領> ・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：15項目）

（15項目）

SS	0項目	
S	4項目	
A	11項目	
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

- ・研究部門において、優れた業績を収めている。特に、技術指導、成果普及、国際貢献、技術力の向上という重要な項目において、非常によい成果を得ており、高く評価できる。また運営についても着実な展開を見せており評価できる。
- ・国内においては、突発的な災害に対して、延べ72名の専門家を派遣し、専門的見地から迅速かつ適切な技術指導を行っていること、及び技術指導・支援の成果として新たな課題(火山性地形での土砂災害危険箇所設定)が見いだされ、その研究に着手したことは評価できる。
- ・国外では、インドネシア・アンボン島のダム決壊では土研式水位観測ブイの水位情報が住民の避難に活用されて被害を最小限に抑えることができたこと及びフィリピン国のボホール島の地震災害では、専門家を派遣し技術指導を行ったことは評価できる。
- ・平成25年度においても改訂・発刊された技術基準等に数多くの研究成果が反映された点は評価できる。
- ・テレビ、新聞等を通じた情報発信が効果的になされ、社会に対する説明責任を果たしていること、及び土木技術を知らない一般市民を対象にした分かりやすい事例集を作成し、ホームページにて公表したこと等は評価できる。
- ・「メンテナンス技術交流会」における意見交換会の開催、新技術のメール発信及び非破壊検査技術の試行の場の提供は新しい取り組みであり、また今後の社会基盤施設の維持・管理・補修の面でも重要な取り組みであり評価できる。
- ・5名の職員が学位(博士)を取得し、また若手研究者に対しては発表力向上を狙いとする発表会を開催する等、職員の資質向上に努めていることは評価できる。
- ・これまで継続的な実施がなされている業務については充足程度が高まっているが、新規の業務展開については、若干少ないと思われるため、新たな業務の展開を期待する。
- ・多数の技術指導、技術委員会への参画、研修などへの講師派遣で、技術的課題の解決や、技術者の育成に大いに貢献している。
- ・国際貢献については、ICHARMを中心に質の高い研究活動が展開されており、防災・減災面での国際貢献度も高い。
- ・質の高い研究の実施とその社会への還元、それと並行した基礎的・基盤的な研究の遂行、内外の研究機関等との連携等、土木工学分野を代表する研究機関として、十分に成果を挙げていると評価できる。今後も競争的資金の獲得や、技術指導、成果の普及、情報発信、ならびに研究連携、国際協力等に務め、着実に目に見える形で成果を期待する。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ・業務運営について優れた業績を蓄積している。
- ・今後、日本全体あるいはグローバルな視点で、どのような活動をしていくか、また国際化に対してどのような対応が必要かを検討されたい。
- ・安全安心な社会における技術開発や環境にやさしい持続可能な社会における技術開発、維持管理・長寿命化についてのリーディング技術の開発等については、より充実した展開を期待する。
- ・情報化社会の中、情報化・電子化の推進を一層図られたい。
- ・ホームページによる広報活動においては、一般市民がより親しみをもてるような工夫を進められたい。

(その他)

- ・限られた予算の下、研究の重点化により良い成果を得ている。またその実務への活用と社会（特に国際社会）への普及においては、目覚ましい成果を得ている。このことをさらに加速するために、本来の研究活動に支障を及ぼさないような配慮しつつ、国際貢献、災害対策、研究成果の普及・共有に必要な予算の充実強化を強く要請したい。
- ・今後も基盤研究及び基盤研究(萌芽)は、重点研究・プロジェクト研究と同様に大事にされたい。
- ・若手研究者の外国研究機関への派遣(可能なら長期)を一層進められたい。
- ・競争的資金獲得では、特に若手研究者が、研究の計画立案・企画等に関わることで得られるものが多いため、研究代表者としての申請を奨励されたい。
- ・地方公共団体等に対する活動では、技術の伝承・継続の視点も大事にしてほしい。
- ・突発的な災害発生後のネットワークのよい迅速な対応は今後も継続されたい。また、災害調査報告なども積極的に実施されたい。

総合評定

(SS, S, A, B, Cの5段階)

A

(評定理由)

- ・評点分布と本来業務である研究部門における評価が高いことから、A評価とする。

	実績	評価
<p>1 政府方針等</p> <p>○ 過去の指摘(勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等)を踏まえた取組について明らかにした上での評価。</p>	<p><政府方針等></p> <p>例えば、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)で国庫に返納するよう示された3施設について23年度に、別海実験場は譲渡収入を、湧別実験場及び朝霧環境材料観測施設(一部)については現物をそれぞれ国庫に納付した。</p> <p>同じく「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において取り組むべきとされた寒地技術推進室の集約化については、23年度に道央支所、24年度に道南支所を寒地技術推進室に統合し廃止した。雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携強化についても、雪氷研究に携わっている研究者の人事異動を23年度に実施したところではあるが、25年度も継続し、「雪崩災害防止セミナー」の開催を雪崩・地すべり研究センターと寒地土研が共同して実施するなど、引き続き両事務所等の連携の強化に取り組んだ。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において構すべき措置とされた建築研究所との共同調達の実施については、事務用消耗品調達や保守点検業務等の共同調達はすでに実施しているところである。共同調達については、継続した検討を行っている。</p>	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)などの政府方針において取り組むべきと指摘された事項(施設の国庫納付、寒地技術推進室の集約化、雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携強化など)について適切に取り組んでいることは評価できる。</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において構すべき措置とされた建築研究所との共同調達を実施し、かつ、適切に対応し継続した検討を行っていることは評価できる。</p>

	実績	評価
	<p>＜年度評価意見＞ 「平成24年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等について意見について」(政委第38号平成25年12月16日)への対応</p> <p>(内部統制の充実・強化<リスクの把握及び対応>) 法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)として、主に以下の2つについて対応している。</p> <p>①利用者や取引先の不正による損害 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、役職員のコンプライアンスの確実な実践を推進するための活動を行うとともに、研究理念、行動規範、その他関連諸規程を整備し、所内イントラネットに掲載して役職員への周知徹底に努めている。25年度は、コンプライアンスに係る講演会の開催、内部通報受付窓口について内部および外部窓口の連絡先を記載したコンプライアンス携帯カードの配布を行い、コンプライアンスの推進に努めた。</p> <p>また、随意契約の適正化について、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、監事および外部有識者によって構成された「契約監視委員会」を設置し、毎年度開催している。25年度は、平成26年3月13日に開催して随意契約等の点検および見直しを行い、「全件について妥当である」との評価を受けた。当該審議概要をホームページに公表した。</p> <p>その他、情報セキュリティポリシーに関して、平成24年5月15日に一部改訂された国土交通省セキュリティポリシーを基に、土木研究所としての特徴を踏まえ、変更対象項目の抽出、変更の必要性およびその内容について検討を行うとともに継続したセキュリティ対策を実施している。25年度においては、外部からの不正アクセス対策、ウィルス感染対策の強化を目的に、ファイアーウォールの常時監視を新規導入した。</p>	<p>理事長による役職員への情報共有の徹底、コンプライアンスに係る講演会を開始するなど、コンプライアンスの推進に係る法人の取組は評価できる。</p> <p>契約監視委員会等による定期的な随意契約等の点検の実施など法人の取組は評価できる。</p> <p>国土交通省セキュリティポリシーを基に、研究所としての特徴を踏まえた情報セキュリティポリシーの変更の検討を行ったことや外部からの不正アクセス対策等の強化など継続したセキュリティ対策を実施するなど法人の取組は評価できる。</p>

	実績	評価
	<p>②自然災害による人的・物的被害の発生 24年度に地震発生の情報を発生前に職員に周知する緊急地震速報システムを導入し、職員のより迅速な避難が可能となるよう努めるとともに、より安全な避難行動が可能となるよう職員にヘルメットを支給した。25年度は、23年度に改訂した地震時初動マニュアルにより地震発生時の安否確認訓練を実施した。その他、土木研究所敷地内の井戸水を非常用水として確保している。</p> <p>また、各部署の課題等を理事長が個別に聞き取りをする「理事長ヒアリング」を実施し、課題の把握及び対応を行っている。組織全体として取り組むべき課題については、理事長をトップとする経営会議及び幹部会の定例会議により対応する仕組みを構築している。</p> <p>(検査等業務の受益者負担の妥当性) 検定に必要な直接経費及び間接経費のみを検定料(消費税含む)として徴収しており、検定の単価についてもホームページ上で公表している。</p> <p>(検査等業務の利便性向上に向けた評価) 検定に必要な手続きの流れ等についてホームページ上で情報提供するとともに、検定依頼書等の様式は電子媒体をダウンロードできるようにし、利用者の利便性向上に配慮している。</p> <p>(保有資産の見直し) 優秀な人材確保のため、広く国際公募により採用した研究員に対して宿舍の借り上げを行っているが、「独立行政法人の職員宿舍の見直しに関する実施計画」を踏まえ、新規借り上げは行わず、全借上宿舍について現在の入居者の退去時に順次廃止する。</p>	<p>地震発生時に職員の安全を確保できるよう緊急地震速報システムの導入、ヘルメットの支給、地震時初動マニュアルを活用した地震発生時の安否確認訓練を実施したことについては評価できる。また、災害時にも研究所としての機能を維持できるように井戸水を非常用水として確保するなどの法人の取組についても評価できる。</p> <p>各部署に関する課題は理事長のヒアリングにより把握し、対応することや、組織全体に関する課題については理事長をトップとした会議を開催し、対応するなど各段階に応じた課題について適切に取り組めるような体制を構築していることは評価できる。</p> <p>検定に必要な経費のみを徴収し、単価をHP上で公表しており、適切な受益者負担となるような法人の取組は評価できる。</p> <p>検定業務の流れ等をHPで情報提供するとともに、必要な様式をダウンロードできるようにするなど利用者の利便性向上に向けた法人の取組は評価できる。</p> <p>「独立行政法人の職員宿舍の見直しに関する実施計画」を踏まえ、職員宿舍の廃止に関して適切に取り組んでいることは評価できる。</p>

	実績	評価
<p>2 保有資産の管理・運用等</p> <p>○ 保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価。</p>	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)で国庫に返納するよう示された3施設について23年度に、別海実験場は譲渡収入を、湧別実験場及び朝霧環境材料観測施設(一部)については現物をそれぞれ国庫に納付した。保有資産については、予算要求のヒアリング時に研究チームに施設利用状況の聞き取りを行うなど、不断に見直しを行っている。</p>	<p>保有資産の見直しに関する勧告内容について、適切に対処しており、法人の取組は評価できる。</p>
<p>3 内部統制</p> <p>○ 過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組についての適切な評価(特に、最近の独立行政法人をめぐる動き等を踏まえ、ガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等に係る評価について留意)。</p>	<p>(ガバナンス機能の発揮)</p> <p>理事長をトップとする経営会議および幹部会(定期的)を開催し、理事長と幹部の意見交換および情報の共有化を行い、決定した方針について、幹部が各部署でミーティングを実施し、速やかに全職員に周知をしている。</p> <p>理事長が各部署に個別に聞き取りを行う理事長ヒアリングや、理事長が各部署の一般職員から個別に聞き取りを行う懇談会(若手研究者ミーティング)を行い、各部署における課題について適切に対応した。</p> <p>また、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、役職員のコンプライアンスの確実な実践を推進するための活動を行うとともに、研究理念、行動規範、その他関連諸規程を整備し、所内イントラネットに掲載して役職員への周知徹底に努めている。</p> <p>監事監査については、監事監査要綱に基づき監事監査計画を作成し、適正に実施した。</p> <p>理事長は、監事からの監査結果の通知を受け、改善すべき事項について、役職員に周知した。</p>	<p>各部署に関する課題は理事長のヒアリングにより把握し、対応することや、組織全体に関する課題については理事長をトップとした会議を開催し、対応するなど各段階に応じた課題について適切に取り組めるような体制を構築していることは評価できる。</p> <p>理事長による役職員への情報共有の徹底など、コンプライアンスの推進に係る法人の取組は評価できる。</p> <p>理事長による役職員への情報共有の徹底、監事監査要綱に基づく監事監査の実施など内部統制の充実・強化に向けた法人の取組は評価できる。</p>

	実績	評価
	<p>(契約事務の適正化) 契約事務の適正化に関する取組みは、本資料「6 契約」に記載のとおりである。 「随意契約等見直し計画」の実施状況を含む入札および契約の適正な実施について、監事による監査を受け、概ね適正と認められた。</p>	<p>契約における競争性・透明性確保のため、随意契約可能な限度額、契約情報の公表に係る基準等を国に準拠して定めていることや理事長等を委員長とする入札・契約手続き審査委員会等を開催し、発注前に業務内容を審査し、契約手続きの適正化を図っているなど法人の取組は評価できる。 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施など法人の取組は評価できる。 なお、研究開発に関する業務の入札・契約手続きにおいては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」を踏まえ、一般競争入札等を原則としつつも、個々の業務の特殊性等を勘案し、より合理的な手続きとなるよう留意されたい。</p>

	実績	評価
4 その他		
○ 電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上での評価。	業務実績報告書「2. (1)業務運営全体の効率化 ①情報化・電子化の推進等」に記載している。	業務の効率化のため、情報化・電子化やアウトソーシングを推進していることは評価できる。
5 財務状況		
(1) 当期総利益(又は当期総損失)		
○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。	主に財産賃貸収入が前年度に比べて大きく上回ったことから、当期純利益として41,127千円を計上するとともに、前中期目標期間繰越積立金取崩額(受託収入による取得資産の減価償却費相当額)を加算することにより、当期総利益は44,942千円となった。 本利益計上については、当法人において適正に業務運営を行った結果である。	当期総利益の発生要因を明確にしており、それが適正な業務運営を行った結果であることから法人の取組は評価できる。
(2) 利益剰余金(又は繰越欠損金)		
○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。	運営費交付金8,100,814千円及び施設整備補助金1,674,445千円による国からの財源措置が、全収入10,223,041千円の95.6%を占めており、中期計画、年度計画に基づいた業務運営に努めている。利益剰余金は、前中期目標期間繰越積立金3,422千円(受託収入による取得資産の減価償却費相当額)、前年度利益である積立金27,117千円及び当期未処分利益44,942千円から構成されているが、過大な利益とはなっていない。	利益剰余金が発生しているが、過大な利益とはなっていないことを確認した。
○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性を含む)。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうか。	該当なし。	左記実績欄について該当しないことを確認した。

	実績	評価
(3)運営費交付金債務 ○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。	期首残高664,560千円及び当期交付額8,100,814千円に対する期末残高は623,427千円(執行率92.9%)となっており、未執行率が高いものとは考えていない。 なお、運営交付金が未執行となっている理由については、人件費の残額292,378千円と翌年度への繰越業務費331,049千円である。	未執行率は決して高くなく、また未執行となっている理由も把握しており、法人の取組は適切であると評価できる。
○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析。	業務運営については、中期計画及び年度計画に則って適切に実施されており、運営費交付金債務が業務運営に影響を及ぼしていることはない。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は適切であると評価できる。

	実績	評価
6 契約		
(1) 契約に係る規程類、体制		
○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。	契約における競争性・透明性を確保するため、「独立行政法人土木研究所契約事務取扱細則」において、随意契約によることのできる限度額等を国に準拠して定めている。また、この細則により、理事長等を委員長とする入札・契約手続審査委員会等を開催し、個々の契約案件について、発注仕様書および応募要件等の審査を行い、契約手続きの更なる適正化を図っている。	契約における競争性・透明性確保のため、随意契約可能な限度額、契約情報の公表に係る基準等を国に準拠して定めていることや理事長等を委員長とする入札・契約手続審査委員会等を開催し、発注前に業務内容を審査し、契約手続きの適正化を図っているなど法人の取組は評価できる。
○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。	契約における競争性・透明性を確保するため、「独立行政法人土木研究所契約事務取扱細則」において、随意契約によることのできる限度額等を国に準拠して定めている。また、この細則により、理事長等を委員長とする入札・契約手続審査委員会等を開催し、個々の契約案件について、発注仕様書および応募要件等の審査を行い、契約手続きの更なる適正化を図っている。	契約における競争性・透明性確保のため、随意契約可能な限度額、契約情報の公表に係る基準等を国に準拠して定めていることや理事長等を委員長とする入札・契約手続審査委員会等を開催し、発注前に業務内容を審査し、契約手続きの適正化を図っているなど法人の取組は評価できる。
(2) 随意契約見直し計画		
○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組。	<p>平成21年11月17日に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を踏まえ、12月14日に監事および外部有識者によって構成された「契約監視委員会」を設置し、毎年度、同委員会を開催している。25年度は、平成26年3月13日に開催して随意契約等の点検および見直しを行うと共に、当該審議概要を公表した (http://www.pwri.go.jp/jpn/choutatsu/pdf/h26keiyaku_kansi.pdf)。同委員会において「全件について妥当である」との評価を受けた。今後も契約における競争性および透明性を一層高めるとともに経費の節減を図るものである。</p> <p>平成25年度の随意契約件数の割合は4.8%であり、「随意契約見直し計画」を策定した19年度以降、低水準を維持している。なお、24年度における国土交通省所管独立行政法人の平均値は件数ベースで14.7%、独立行政法人全体では14.5%であり、土木研究所は、これを大きく下回っている。</p>	<p>契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施など法人の取組は評価できる。</p> <p>また、随意契約件数の割合も低い数値で推移しており、引き続き同様の取組に努められたい。</p>

	実績	評価
<p>(3) 個々の契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。 	<p>契約における競争性・透明性を確保するため、「独立行政法人土木研究所契約事務取扱細則」において、随意契約によることができる限度額等を国に準拠して定めている。また、この細則により、理事長等を委員長とする入札・契約手続審査委員会等を開催し、個々の契約案件について、発注仕様書および応募要件等の審査を行い、契約手続きの更なる適正化を図っている。</p>	<p>発注前には、契約審査会において、発注内容が適切かどうかを審査しているなど法人の契約事務手続に係る取組は評価できる。</p>